

来**年**5月31日までに各家庭での

住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。

住

宅火災による犠牲者を減らすために、平成16年に改正された消防法により、平成18年6月1日から新築の住宅には既に火災警報器の設置が義務付けられています。

福岡県では平成21年5月31日までに、平成18年6月までに既に建っていた共同住宅を含む全ての住宅にも、住宅用火災警報器を設置することが義務付けられます。

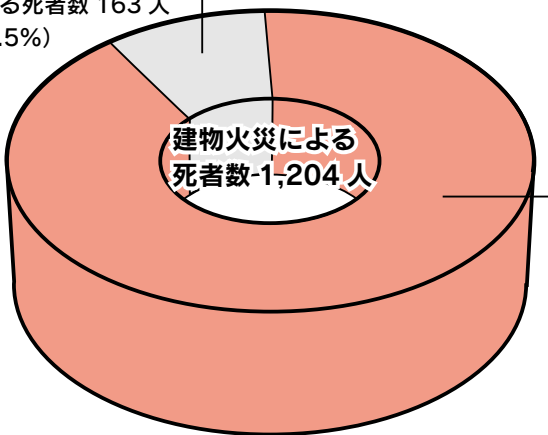
なぜ、住宅用火災警報器設置が必要なのですか？

A Q

住宅火災で犠牲となる原因の大部分は、火災発見が遅れたためです。特に夜間においては逃げ遅れによるものが大半をしめます。日頃から火の元に注意し、火を出さないことが一番ですが、万一火が出た時には、早期発見、初期消火、早期通報、安全な避難が鍵となります。そのため、万一の際に備え住宅用火災警報器により、どれだけ早く「火災発生を知るか」が自分自身や家族、近所の方々全ての命を守ることにつながるのです。

『住宅火災による死者数』は、建物火災による死者数の約9割に及びます。

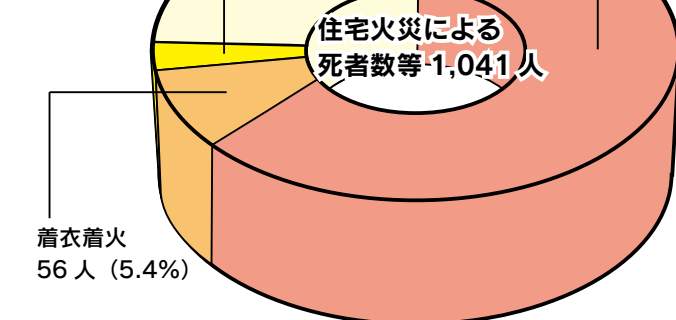
住宅以外の建物火災による死者数 163人 (13.5%)



住宅火災による死者数 1,041人 (86.5%)

『住宅火災による死者』の約7割が逃げ遅れによるものです。

その他 248人 (23.8%)
出火後再進入 25人 (2.4%)



着衣着火 56人 (5.4%)

